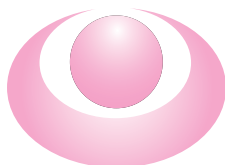


平成27年1月1日 新年号

# 東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第29号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。  
「宇宙」をイメージしております。



中野サンプラザ総会にて

## 目次

### ◇新年のご挨拶

|      |          |       |     |
|------|----------|-------|-----|
| 総代表  | 小金井事務所所長 | 横尾 和儀 | 2 P |
| 代表社員 | 新潟事務所所長  | 志賀 安雄 | 2 P |
|      | 銀座事務所所長  | 松本 康之 | 2 P |
|      | 新宿事務所所長  | 井出 俊一 | 3 P |
|      | 武蔵野事務所所長 | 岩戸 三和 | 3 P |
|      | 足利事務所所長  | 氏家 健二 | 3 P |
|      | 埼玉事務所所長  | 橋本 直樹 | 3 P |

|       |     |
|-------|-----|
| ◇税務特集 | 4 P |
|-------|-----|

|          |     |
|----------|-----|
| ◇足利事務所紹介 | 5 P |
|----------|-----|

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ◇「正常先」と「要注意先」の境目はどうしたら分かるか？ | 6～7 P |
|-----------------------------|-------|

|                    |     |
|--------------------|-----|
| ◇事務所だよりコーナー / 編集後記 | 8 P |
|--------------------|-----|



# 新年のご挨拶



総代表 小金井事務所所長  
横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は据え置かれていた消費税率が5%から8%に引き上げられました。俄かに回復しかけていた景気も漸く実感しつつあったところでしたが、8%に上がってからは実質 GDP 成長率はマイナス成長となっていました。10%への引き上げは、景気腰折れ懸念から延期されることとなりましたが、依然として中小企業を取り巻く環境は決して良くなってきているとは言えません。

そうした中、競合他社に対して差別化を打ち出し、

企業を伸ばしていかなければなりません。その為には自社の強みを明確にし、アピールしていく必要があります。会社の強みは何ですかと聞かれ、最低でも3つ位は即答できなければなりません。そうしたところから差別化が生まれます。

会社の強みを明確にする為に、USP（独自の販売戦略）を確立させる方法があります。最初に当社はお客様にどのようなサービスを提供できるのか、その結果、客はどのような利益を得るのかを徹底的に究明します。そして、そのような利益をどうして提供できるのかという裏付けを証明していきます。それが差別化です。USP を社員全員が1分間程度で語る事ができれば、会社の強みを明確に客に伝えることができます。USP は社員全員で考え、毎年進化させていくことができればより明確かつ強力になります。是非お試しください。

この新しい年が、皆様にとりまして、益々の御繁栄とご健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶といたします。



代表社員 新潟事務所所長  
志賀 安雄

新潟事務所が東京さくら会計事務所と合同しまして1年半経過しました。しかし、東京さくら会計事務所と一体化したメリットを充分に出すところまでには至ってません。今後メリットを関与先の皆様にご提供できる様に努力を更に致します。

幸い昨年1月に、栃木県足利市のTKC会員事務所が東京さくら会計に加入しました。同じTKC会員同士で詳しい情報交換をし互いに向上を目指します。昨年12月から今年6月迄の間に6回シリーズでセミナーを開催します。関与先の皆様のご要望にお答え出来るようなテーマを見つけ継続したいと考えています。

今年も新潟事務所職員一丸となり、より良いサービスをご提供できるように努めます。

今年も宜しく願い致します。



銀座事務所所長  
松本 康之

私は昨年7月より銀座事務所所長を拝命することとなりました。力量不足な私ではございますが、スタッフとともに日々努力を重ね、お客様には出来る限りのサービスを提供してまいりたいと存じますので、よろしくご鞭撻のほどお願い申し上げます。

ここ最近、我が国では円高から円安への急激な変化と消費税増税により、材料、燃料、食料品など軒並み価格が上昇しております。金融緩和の効果も十分に中小企業まで届いていません。また国際情勢に目を転ずれば相も変わらず不安定要因に満ちております。このような状況の中でも中小企業は必死に生き残りの道を模索してゆかねばなりません。私ども東京さくら会計事務所がそのお手伝いをすることができれば、これ以上の喜びはありません。

最後になりましたが本年が顧問先の皆様にとって、より素晴らしい年となりますように、こころよりお祈り申し上げます。



新宿事務所所長  
井出 俊一

昨年は、春先から20年ぶりの大雪に始まり、局地的大雨土砂災害、御嶽山噴火、台風18号など消費増税を除けば想定外の多い1年でした。

今年からは想定内の相続税大增税時代が始まりました。バブル期の地価に対応していた非課税枠が4割削減されることで相続税の納税者が5割増加します。これまで相続税とは無縁だったご家庭にも相続税がかかる可能性がでてきたのです。東京さくら会計事務所では相続税対策チームを立ち上げ、節税対策等、税務専門家サービスを提供いたしております。

関与先の皆様方には、お体を十分にご自愛のうえご事業のますますのご発展とご繁栄の年となりますよう心からお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



武蔵野事務所所長  
岩戸 三和

今年は武蔵野事務所から皆様にご挨拶申し上げます。武蔵野事務所は現在のところ私を含め6名の所員がおります。少数ではありますが、その分所員全員が一丸となって日々研鑽を重ね、専門家としてより良いサービスのご提供ができるよう努める所存です。

さて、わが国の経済は昨年放たれた矢の効果が表れているのでしょうか。まだまだ効果が届くには至っていないように思います。その渦中において税制も大きく変わりました。昨年の消費税率アップ、また今年から相続税の基礎控除4割引下げによる増税。さらに延期はされましたが消費税率のさらなる引上げが控えています。

私共、東京さくら会計事務所は税務だけに留まらず、さまざまな分野にお応えできることを目指し努力してまいります。どうか、皆様のパートナーとしてどんどん当事務所をご活用ください。

新しい年が皆様にとりまして良き年になります様、心よりご祈念申し上げます。



足利事務所所長  
氏家 健二

昨年までは、埼玉事務所所長としてご挨拶させていただいておりましたが、本年からは足利事務所所長としてご挨拶させていただく運びとなりました。

思い返せば、昨年は色々なことがありました。年初には赤坂税務会計事務所から税理士法人東京さくら会計事務所への変更があり、その直後に赤坂所長が急逝いたしました。顧問先様におかれましては、色々な面でご心配をおかけ致しましたこと、心よりお詫び申し上げます。現状で事務所名と責任者は変わりましたが、スタッフも場所も電話番号も変わらずに、赤坂税務会計事務所の良いところを継続し、東京さくら会計事務所の長所も吸収ミックスさせることで、より良いサービスを提供できるように努めていく所存ですので、引き続きのご愛顧をいただけますようお願い申し上げます。

所属事務所は変わりましたが、引き続き埼玉事務所のお客様にも顔を出させていただきますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。今年一年が皆様方にとって最良の年となりますように心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



埼玉事務所所長  
橋本 直樹

昨年1月に埼玉事務所の所長に就任致しました。まだまだ若輩者ではございますが、謙虚に精進してまいります。よろしくお願い申し上げます。

埼玉事務所も開設してから8年が経過いたしました。少数精鋭の事務所ですが、関与先の皆様のご厚情をいただき、着実に成長させていただいております。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

さて、企業を取り巻く環境は、今年も変わらずに厳しそうです。このような状況の中でも、業績を伸ばしている企業があることも事実です。これからは、企業の業種・規模を問わず、常に工夫、改善していく姿勢が必要なかもしれません。様々な観点から、強い企業づくりをお手伝いしていければと思います。

最後になりましたが、今年一年が皆様方にとって最良の年となりますよう心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





# 税 務 特 集



## 平成 27 年 1 月 1 日以降開始の相続から 相続税が大幅改正になります

(1) 課税最低ライン（基礎控除額）が大幅に引き下げられます。

※基礎控除

平成 26 年以前 (5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数)  
平成 27 年以降 (3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数)

たとえば、相続人が配偶者と子供 2 人の場合、平成 26 年までは遺産総額 8,000 万円までは相続税が課税されませんでした。平成 27 年以降は課税遺産 4,800 万円から相続税が課税されることとなります。

(2) では具体的に計算してみましょう。

★家族構成（相続人 3 人）

配 偶 者      +      子 供 2 人

★財産状況（7,000 万円）

自宅敷地 160㎡ × 路線価 25 万円 = 4,000 万円

自宅家屋 500 万円

預 金 2,000 万円

生命保険 2,000 万円 → 500 万円

(非課税 500 万円 × 3 人 = 1,500 万円)

〔平成26年以前〕

〔平成27年以降〕

①基礎控除（最低ライン）

5,000 万円 + 1,000 万円 × 3 人 = 8,000 万円

①基礎控除（最低ライン）

3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = 4,800 万円

②課税対象金額

7,000 万円 - 8,000 万円 < 0 円

②課税対象金額

7,000 万円 - 4,800 万円 = 2,200 万円

③税 額

かかりません

③税 額

225 万円

※自宅敷地や事業用建物の敷地についての減税や配偶者が相続した遺産に対する特例もあります。  
ご心配な方は、当事務所担当者までお申し出ください。



# 足利事務所紹介



当事務所は、栃木県が一番南西に位置する足利市に所在し、事務所は駅から渡良瀬川沿いに東に向かった辺りに在ります。

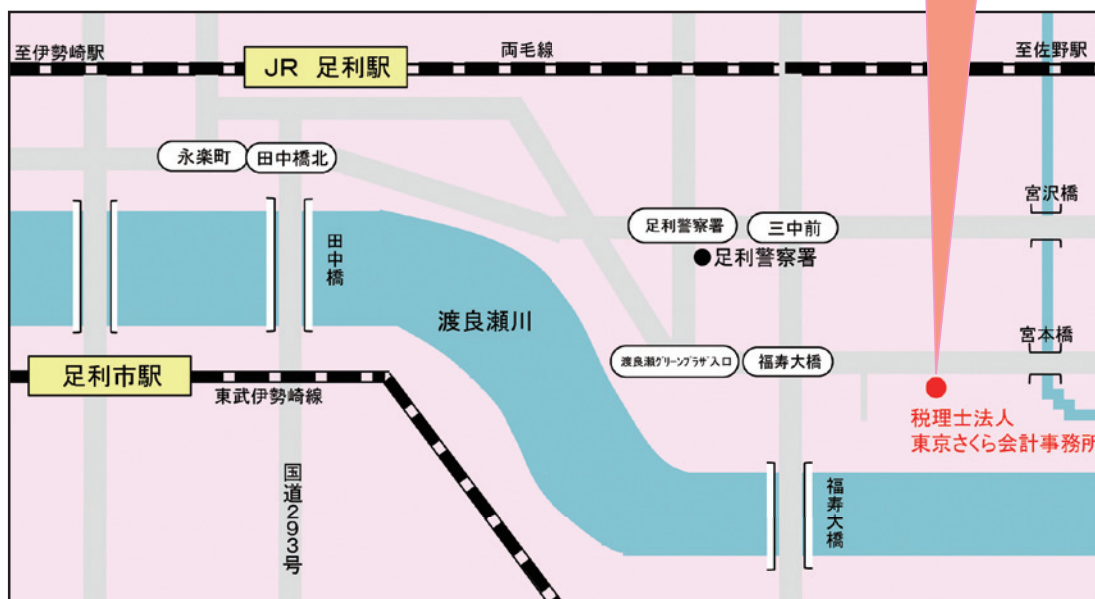
開業より43年にわたりご愛顧を賜りました赤坂税務会計事務所が、昨年1月より税理士法人東京さくら会計事務所の一員になりました。

スタッフは所長を含め8名で、アットホームな雰囲気業務を行っております。兎角、固い業界と思われるがちな業界ですので、お客様が「お茶飲みにきたよー」とお気軽にお立ち寄りいただけるような事務所を作っていければと思います。

足利市は川があり、山があり、歴史がある街です。観光等で足利市にお越しの際はお気軽にお立ち寄りください。

栃木県足利市若草町3-13  
足利事務所 所長 氏家健二

足利事務所



## ❁「正常先」と「要注意先」の境目はどうしたら分かるか？❁



株式会社 スペースワン

代表取締役 徳 永 貴 則

経営者や税理士からの問い合わせで多いのが『「正常先」と「要注意先」の見極めはどこを見たら分かるのか？』ですが、なかなか簡単にここだ！と言うのは分かりづらいかと思います。

信用格付は、バランスシートなどから算出される財務指標（流動比率、当座比率、自己資本比率など）から点数化されたものを実態の価値に引き直す作業を行った結果で付与されるものなので、決算書の金額だけでは分かりません。

とはいうものの、「正常先」と「要注意先」の違いは大きいものがあります。特に新規融資がプロパーで出るかどうかの違いは大きく、皆さんが一番興味あるポイントだと思いますので、分かりやすい指標をひとつだけお話しさせていただきます。

### 🔗 「実質長期負債返済年数」が10年以内に収まるかどうかのポイント！

「実質長期負債返済年数」と呼ばれる指標が銀行にあります。さきほどお話しした財務指標とは違って、銀行融資独自の指標です。

では、この数値を分解して解説します。

まず「実質長期負債」とは、利益（キャッシュフロー）で返済する借入のことを指します。借入は大きく分けると運転資金と運転資金以外の借入金に分かれます。

運転資金とは例を挙げてみますと、売上回収サイクルが2ヵ月、在庫を月商の3ヵ月分保有が必要、買掛サイクルが1ヵ月の会社があったとします。

その会社で必要な運転資金は（売上回収サイクル2ヵ月＋在庫保有分3ヵ月）－買掛サイクル1ヵ月＝月商4ヵ月分の運転資金が必要ということになります。つまり、平均月商が10百万円の会社であれば、40百万円の運転資金が必ず必要になる計算です。この算出された運転資金は事業を継続するためには必ず必要な資金であり、利益で返済する性格のものではありません。

そこで、「実質長期負債」は下記の計算式で算出されます

$$\text{「実質長期負債」} = \text{「総有利子負債」} - \text{「正常な運転資金」}$$

つまり、全ての借入金から運転資金を除いたものになるのです。この「実質長期負債」をキャッシュフローで何年かけて返済できるかが「実質長期負債返済年数」と呼ばれるものです。

ただし、「正常な運転資金」とありますが、さきほど運転資金を算出するにあたってバランスシートの資産項目で使用する売掛金・受取手形、棚卸資産の資産価値が帳簿価額通りにあるのかがポイントになります。

例えば売掛金に回収不能なものはいってれば、その金額分は控除されることになります。在庫についてもその業種で適正な在庫水準に引き直された価額で運転資金が算出されることになります。

次に「実質キャッシュフロー」を算出します。こちらの計算式は

$$\text{「実質キャッシュフロー」} = \text{「経常利益} \times 60\% \text{」} + \text{「減価償却費」}$$

になります。経常利益に60%を掛けるのは、40%分が税金に支払われると考えているためです。  
(現在は税率が36%ほどに変更になっているはずですから、経常利益×64%と考えてください)  
最終的に「実質長期負債返済年数」は下記の計算式になります。

$$\text{「実質長期負債返済年数」} = \text{「実質長期負債」} \div \text{「実質キャッシュフロー」}$$

この算式で出た年数が10年以内であれば「正常先」でほぼ間違いありません。10年を超える年数になると「要注意先」以下になる可能性が高いと思ってください。ただし、倉庫業、病院、不動産賃貸業などのいわゆる「装置産業」はこの年数ではありません。

皆さんの決算書を見て、この年数を算出してみるだけでも、自身の格付が「正常先」なのかどうかのヒントになると思いますので、是非試算してみてください。



最後に、格付に関する質問で多いのが、どうしたらランクUPできるかですが、多くの財務指標を引き上げることにテクニックは通用しません。

以下に4つの条件をご参考までにあげておきますが、「王道はない！」ことをくれぐれも念頭に置いてください。

#### ① 本業の利益をあげる

- ・ 節税ばかりに気を取られずに内部保留に努める

#### ② 資産の健全化、本業集中を図る

- ・ 不良資産のリストラ、代表者資産での増資も含めて資産のスリム化を図る

#### ③ 財務の透明性を保つ

- ・ 本業以外での資金の社外流出を防ぎ、信頼される帳簿を目指す

#### ④ 普段からの自社アピールを行う

- ・ 商売の特性や、「決算書」「試算表」「資金繰表」の情報開示を積極的に行う





# 事務所だよりコーナー



## 社員研修旅行に行ってきました

昨年4月、確定申告の慰労と事務所間の情報交換を図るため、草津温泉に1泊2日で社員研修旅行に行ってきました。ゆっくりと温泉につかり、イチゴ狩りやゴルフをして大自然を堪能してきました。何度も旅行で訪れている職員もいましたが、皆それぞれ、新たな発見と良い思い出作りができたようです。



## 鏡餅と鏡開き

鏡餅は、昔の銅鏡の形に似ていて満月を表すお正月に欠かすことができないものです。白くて丸い大小のお餅を重ねたものが一般的で、だいたいやゆずり葉などのおめでたい飾りをつけたりします。地域によっては3段であったり、砂糖で作られていたり、白蛇がとぐろを巻いた姿をかたどったものなどがあります。

年神様にお供えした鏡餅は、1月11日前後に鏡開きをし、雑煮やお汁粉にして食べて一家の円満を願います。

鏡開きは、武家社会の風習が一般化したものとされているので、切腹を連想させる刃物は使わず手で割って砕き、「切る」ではなく「開く」という言葉を使います。

仕事始めから約1週間、縁起もののお餅を入れた美味しいお料理を食べて、1年間の良いスタートを切りましょう。食べ過ぎの胸焼けには要注意。



## 編集後記



昨年は、青色発光ダイオードの開発に携わった赤崎勇氏、天野浩氏、中村修二氏が、ノーベル物理学賞を受賞しました。青色発光ダイオードは、携帯電話、車のライト、街灯など、低消費電力、長寿命として身近なところで多く使用されるようになりました。世界に誇れる技術をどんどん開発し、日本の技術者と企業が、益々活躍することができれば素晴らしいことです。

相続税が今年の1月から大幅に改正されました。特に基礎控除の引き下げにより、相続税は身近な税金になりつつあります。

国民生活を真に考えた政策に税金が活用されることを期待し、税政策を見守っていきましょう。

今年一年が皆様方にとって最良の年となりますように心からお祈り申し上げます。

## 税理士法人

### 東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-5  
ウイングビル

TEL 03-3561-7501

FAX 03-3567-5677

編集発行人

税理士 横尾 和儀

印

刷

株式会社 税経